

番号：19a01092

国名：ネパール

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム

案件名：都市強靱化のための建築物管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（施工能力強化）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：施工能力強化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日、現地業務期間 22日、整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月22日(水) 12時まで
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については以下をご覧ください。  
JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月4日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	施工能力強化に係る各種業務
対象国/類似地域	ネパール/その他全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

2015年4月25日、カトマンズの西約76kmを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生した。この地震により、約8,790人が死亡、約22,300人が負傷し、約500,000棟の建物が全壊、約250,000棟の建物が損壊した。

都市開発省（Ministry of Urban Development : MoUD）は、JICAの協力得て「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」（2015年5月～2018年4月）を実施し、ハザード及びリスクの評価を行った。同プロジェクトでは、ネパール中央南部シナリオ地震が発生した場合、カトマンズ盆地では270,000棟以上（約62%）の建物が被害を受け、1,200,000人以上（人口の約42%）の住民が避難を余儀なくされるとの分析が示され、今後の地震によるリスクを軽減するためには建築物の耐震化が不可欠であることが明らかになった。将来の地震発生によるリスクに直面しているネパール政府は、「より安全な建物建設のための国家行動計画（National Plan of Action for Safer Building Construction : NaPA）」を作成中であり、20年以内に耐震性の高い建物を主流にしようとして取り組んでいる。

現在、ネパールでは建築基準（National Building Code。以下「NBC」という。）のうち、耐震基準に関わるNBC105を改定中であり、新築建物に対する規制強化が図られつつある。一方で、図面と異なる施工がされてしまうなど、行政の施工検査能力、技術者の施工監理能力、施工業者の施工管理能力が課題となっている。

かかる状況を踏まえ、ネパール政府より「都市強靱化のための建築物管理能力強化」の要請がなされた。これを受けてJICAは、ネパール政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に理解したうえで、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員と協力・調整しつつ、プロジェクトの実施体制及び基本計画に関する文書（PDM、PO等）の作成を支援し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）として合意することを目的とする。耐震化に向けた施工品質改善のプロジェクトを検討するにあたり、関連制度や施工品質確保のしくみ、実施状況、並びに実施者の能力について調査を実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2020年2月中旬）
  - ② 要請背景・内容を（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）把握する。
  - ② 担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国を含むドナー（国連開発計画、国連人間居住計画、アメリカ合衆国国際開発庁等）の協力実績をレビューする。
  - ③ 担当分野にかかる、JICAの既往の協力プロジェクトの実施内容について詳細にレビューし、施工品質確保のしくみや施工監理（管理）および施工技術レベルの課題等について確認を行う。
  - ④ 担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、説明資料（案）と関係機関（C/P機関等）に対する質問票（英文）を作成する。
  - ⑤ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
  - ⑥ JICA職員が作成する、M/M（案）に対して担当分野の観点からコメントする。
  - ⑦ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

(2) 現地派遣期間 (2020年2月下旬～2020年3月中旬)

- ① JICAネパール事務所、在ネパール国日本大使館との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ネパール側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ ネパール国関係機関等との協議及び現地踏査、担当分野に係る情報・資料収集を通じ、担当分野（施工能力強化）に係る現状把握と課題の整理・把握を行い、本プロジェクトに向けた提言を行う。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
  - ア) 当該分野について、法制度、国および自治体、学術機関、民間団体・業者、建築主等の役割についてレビューする。
  - イ) 当該分野に係る実施機関の過去の調査・研究実績についてレビューする。
  - ウ) カトマンズ盆地における、施工品質確保のしくみや施工監理（管理）および施工の実施状況、他ドナーの取り組み、法令遵守率等についてレビューする。
  - エ) カトマンズ盆地における、現行の施工監理（管理）および施工業者等実施主体の役割・人数・能力・勤務環境、実施のプロセス等について調査を行い、課題について整理する。
  - オ) 一般市民および関係者の施工品質に対する認知、意識度について整理する。
  - カ) カトマンズ盆地における、施工監理（管理）および施工能力が向上するために必要となる対応方針について検討を行う。
  - キ) 上記の取り組みにおいて、ネパール側の負担事項を整理する。
  - ク) 上記の取り組みにおいて、必要となる再委託調査（現況分析調査等）について検討を行うと共に、同調査におけるローカルコンサルタントの役割（組織規模、技術者数、関連業務実績、契約単価実績、工期など）を担当分野の視点より収集、確認する。
  - ケ) 本体プロジェクトにおいて、必要と考えられる再委託調査について、再委託の方法の検討、想定される業務内容の検討、再委託業務のTOR案の作成を行う。その際、大学や関連機関職員による協力可否、現地企業の調達事情などについて確認する。
- ④ 前工程までの調査結果を踏まえ、JICA及び他の調査団員とも協力しながら担当分野における本プロジェクトの内容を検討する。想定される具体的なプロジェクトの活動項目は以下のとおり。
  - ア) 建築許可・施工検査制度および施工実態調査
  - イ) 施工品質確保に向けたアクションプランの作成
  - ウ) 関係者の合意と実施体制の構築
  - エ) 施工管理・監理・検査に係る仕組みの改善、ガイドライン・マニュアルの策定
  - オ) 関係者の能力の強化
  - カ) 強靱な公共／民間建物の普及に向けた啓発、奨励策の提案
- ④ JICA団員とともにネパール側関係機関との現地協議に参加し、調査結果を踏まえたうえで、PDM, PO (和文・英文)、及びM/M 案 (英文) とR/D 案 (英文) の作成に協力する。
- ⑤ 他の調査団員と共に、現地調査結果に基づき相手国要請機関とプロジェクトの大枠について基本的な合意を得る。
- ⑥ 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、調査全体の資料収集リストの取りまとめに協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果をJICAネパール事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2020年3月中旬～3月下旬)

- ① 収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ、現地調査結果の整理を行う。
- ② 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に関する本体プロジェクトへの提言（実施手法、規模、留意点等）を含む詳細計画策定調査報告書を作成する。

## 8. 報告書等

本契約における報告書は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）。いずれも電子データにより提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」  
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒カトマンズを標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

- ・現地派遣期間は2020年2月22日～3月14日を予定しています。
- ・施工能力強化（コンサルタント）の現地派遣期間は2020年2月22日～3月14日を、JICAの調査団員は現地調査を3月7日～14日に行う予定です。
- ・現地では、他の調査団員と協力しつつ調査を実施すること。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 建築行政（コンサルタント・別途公示）
- エ) 施工能力強化（コンサルタント・本公示）

### ③便宜供与内容

当機構ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
あり
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

- (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループより配布します。入手を希望する方は、代表アドレス (eigge@jica.go.jp) 宛に、案件名を明示してメールをお送りください。
  - ・プロジェクト要請書

②以下の参考資料が、ウェブサイトで確認が可能です。

- ・ The project for assessment of earthquake disaster risk for the Kathmandu valley in Nepal : final report [electronic resource] ; Vol.1～3 2018.4  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_1000039152.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039152.html)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_1000039154.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039154.html)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_1000039155.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039155.html)
- ・ The project on rehabilitation and recovery from Nepal earthquake final report (output 1～3) : main report/appendix 2017.1  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_12293189.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12293189.html)  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_12293197.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12293197.html)
- ・ The project on rehabilitation and recovery from Nepal earthquake final report (output 4) : main report 2019.4  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_12339768.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12339768.html)
- ・ 「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクトファイナルレポート要約」 2018.4  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_1000039150.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_1000039150.html)
- ・ 「ネパール国 ネパール地震復旧・復興プロジェクトファイナルレポート(成果品 1～成果品 3)和文要約」 2017.1  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_12293171.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12293171.html)
- ・ 「ネパール地震復旧・復興プロジェクトファイナルレポート(成果 4)和文要約」 2019.4  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_116\\_12339750.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_116_12339750.html)

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtml@jica.go.jp](mailto:prtml@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール :

・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上